

第38回 家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年9月29日（金）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

鹿児島家庭裁判所大会議室

3 出席者

浜本章子（委員長）、植田莉沙、上山幸正、梅垣晃一、河野航平、早山眞一郎、西山圭介、日高京美、平川智宣、福田聖人、前野明子（敬称略、五十音順）

4 議事

(1) 委員自己紹介

(2) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 「補導委託の活性化に向けた取組について」

説明 鹿児島家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官 木原 和博

鹿児島家庭裁判所主任家庭裁判所調査官 福井 太一

2 質疑応答、意見交換 (□委員長、○学識経験者、◎法曹委員、◇裁判所)

- まずは意見交換に入る前に、説明を聞いて、質問等はないですか。
- 受託者になっていただく方への報酬は、事前配布されたパンフレットによると無償と記載がありましたが、少年審判手続の中で試験観察としての補導委託があるのに、無償なのはどうしてですか。
- ◇ 受託していただいた方には、少年受託に伴う費用、日々の食費、被服費、日用品費を「補導委託費」として支出しています。
- 県内の補導委託先の実情として、これまで個人の委託先の実績はないということですか。
- ◇ 現在県内の補導委託先は11ヶ所あります。うち8ヶ所が施設、3か所が個人の委託先です。個人の委託先については、離島であったり、高齢のため受託が困難といった状況にあり、手薄になっています。
- 民間の委託先で、例えばサラリーマンの自宅等もあるのですか。
- ◇ 把握している限りでは、会社員等の自宅が委託先になっている例はありません。農業を含めて個人で事業をされている方が個人の委託先となっています。
- 受け皿がないことによって、本来補導委託が必要な少年に対して、補導委託が出来ないということがありますか。
- ◇ 補導委託が必要な事件はあります。コロナ禍で受入れを断られたこともあり、令和4年度は0件となっています。
- ◇ 補導委託が必要な事件があったとしても、今、登録されている委託先とのマッチングがうまくいかない事例もあります。登録されている委託先のバリエーションが増えれば、補導委託を必要としている少年とのマッチングが増えるの

ではないかと考えています。

- 鹿児島県内で補導委託が必要な少年は、年間何人くらいいますか。
- ◇ おおよその数字ですが、昨年度、補導委託が必要な事件として、委託候補先に打診したケースは3、4件あったと記憶しています。
- ◇ 試験観察の中のバリエーションの一つとして、補導委託がありますが、令和3、4年はコロナ禍にあり、補導委託先の力を借りたいと思っても、事実上補導委託が選択できないという状況があり、妥協的に在宅試験観察にせざるを得ない事件がありました。
- 裁判所としても、少年の更生に向けて、何らかの手立てをとりたくても、補導委託先が不足して、マッチングできるところがないため、はがゆい思いをしているのが現状です。
- ◇ 令和2年度以降の少年審判事件の総数のうち、試験観察の数は、次のとおりとなっています。
 - 令和2年度482件、うち試験観察10件（身柄付補導委託2件）
 - 令和3年度434件、うち試験観察10件（身柄付補導委託2件）
 - 令和4年度282件、うち試験観察 7件
- 補導委託先の確保に向けた取組として、家庭少年友の会や裁判所職員からの情報を得て、取り組んでいるとのことですが、個別に開拓する手法をとっておられるのか、団体に周知していく方法をとっておられるのか教えてください。
- ◇ どちらかという調停委員か家庭少年友の会の会員が持っている個々のネットワークに頼っているのが現状です。
- 次に、補導委託先の拡充に向けた広報活動における方策（アイデア）について意見交換をお願いします。

裁判所だけで探そうとすると、どうしても限られてくる部分があって、今回このテーマを選ばせていただいたところです。どういった補導委託先が考えられるのか、あるいは改革に向けて、裁判所がどのようなアピールをするべきな

のかについて、ご意見をいただければと思います。

○ 刑期を終えて社会復帰される方の就労支援をする団体で「協力雇用主会」や、同じような団体で「NPO法人就労支援事業者機構」などへの、アプローチはこれまでありましたか。

◇ これまで、そのような団体にアプローチしたことはありません。大変貴重なご意見ありがとうございます。

◎ 検察官の立場から、少年の更生という観点から述べると、集団での少年事件は少なくなってきたが、同じ少年が目立つという感じがあります。年齢が上がるにつれ、自力で環境を変えるのは難しく、家庭の方も、外に頼りたいという人も多く、補導委託は必要だと思います。

また、広報のアイデアとしては、委託先の方が高齢のため困難な状況にあるということであれば、その委託先の方に新たな委託先を紹介してもらおうという方法はどうでしょうか。

◇ 現在、高齢を理由に受託いただいていない農業の委託先があるので、後継者を紹介してもらおう、または少年の更生に興味関心のある人を紹介してもらおう等のアプローチをするのも一つの方法だと思います。

また、同じ少年が目立つというのは、裁判所でも話題になっていて、親の手に負えない、少年事件は減っているけれども、補導委託の必要な事件の割合が多くなっていると感じます。

◎ 日々、少年審判をやっている中で、同じ少年を何度も審判をするということはありません。ただ、同じ少年が何度も裁判所に送致されることがあっても、同じタイプの少年かというのと、そうでもない。昔は非行少年という、一定の枠があって、共通の要素を満たしていて、少年の属する家庭も同じような要件を満たしていたから、その条件に合うような少年審判をすればよかった。一方、繰り返し非行を行う現代の少年は、繰り返すことは同じでも、その類型も家庭も非行の内容も多様化している。その多様化にあわせて裁判所も多様なメニュー

一を用意しないとイケない。それぞれの少年にベストマッチする委託先を開拓するために、広報活動をどのように展開していくか考えなければいけません。

- 小学校の校長職にありますが、もともとは中学校の教員をしていて、子ども達の非行が変化してきていると感じます。昭和から平成にかけては、夜間徘徊、飲酒、家出、シンナー等でしたが、今はそういう非行ではなく、ほとんどがネットを通じた、見えない関係性の中で、自分が犯罪をしていると自覚もないままに、犯罪に巻き込まれていることが多くなっています。そのため、高齢の方たちが受け入れるには理解し難いのではないかと思います。また、委託先が作業を伴う場合、今の子どもたちは、ずっとスマホをいじっているのです、それを取り上げられると、普段おとなしい子どもも急に変容してしまうので、それにあわせて委託先の考え方自体を変えていかなければ、難しいと思います。

ネット依存で犯罪をしてしまった場合、そういう子たちをどんなところに委託するかということを考えた場合、家にネットがなければいいという問題ではなく、ネットがなければ、ネットを探し続けることになります。

また、校長として、民生委員や他の機関の方と関わる中で、子どもたちを何とか地域の中で育てていきたいという気持ちが高まっていることを感じます。そういう方たちに補導委託先になってもらうためには、受託経験者が、補導委託に対する不安を解消するような話、少年が更生した体験談などを話す機会があれば、効果的だと思います。

私自身、今回補導委託制度を初めて知りました。子どもたちが変わっていくことが喜びだという方は多いので、受託経験者の声を届ける場があれば、効果的だと思います。

- 受託者の経験をパンフレットだけでなく、広く生の声を届けるのは、有益な広報活動になるかもしれません。

民生委員が地域の中で子どもたちを育てていきたいという気持ちを感じられるのは、何か学校と民生委員で一緒に行う活動があるのでしょうか。

- 民生委員は地域のコミュニティの委員、学校運営協議会の委員もされていて、子どもたちの様子を見てもらっています。不登校の問題などでは、家庭の状況なども把握されているので、一緒に家庭訪問に行くこともあります。

民生委員は、ほぼ無償で実費だけで動いてくださり、補導委託と似たような仕事をされているので、民生委員のネットワークは有効かなと思います。ただ、民生委員も高齢化で後を引き受けてくれる人がいないと聞いています。

- 例えば、民生委員の集まりに、補導委託制度の説明をさせていただき、民生委員自身に補導委託先になってもらうのももちろんですが、民生委員から紹介をいただくという方法も考えられますか。

- 民生委員は地域ごとに定期的に会議があり、市町村、都道府県単位での会議もあるので、そういう場が使えるなら効果的だと思います。

- 昨年まで、医療系の専修学校に所属していました。広報活動という意味では、実習先を探すのがそれに当たると思います。学校職員が病院に1件1件足を運んで、お願いして回るのが一番効果がある方法です。学生全員を実習に行かせるために、実習先がゼロの状態からスタートして、何百という実習先を獲得、維持しなければならない状況の中でも、こつこつ1件ずつ足を運ぶということをやりました。

- 実習先の開拓のポイントはありますか。

- まず、現場に行ってお願ひすること。年に1回位、実習先の病院の方に集まってもらって、指導の方針、学生に達成してほしい水準を確認することが大切だと思います。

- 補導委託に置き換えると、委託先がどんな指導、対応をしたらいいのか、理解して安心して受け入れられる情報を裁判所から提供するということだと思います。

- そもそも少年の更生に関わる制度があることを知っていれば協力する人もいるのに、制度を知らない人が多い。やはり広報活動が必要だと感じました。

感想になりますが、補導委託に期待されるものが、非行の潜在的な原因になる環境から、異なる環境に身を置くことならば、SNSを断つことこそが環境の変化であり、更生に影響を与えるものと考えていましたが、少年達に強いショックを与えて、予想外の行動を起こしてしまうという懸念が示されていることが大変印象に残りました。

- ◎ 裁判所が広く募りたいというのは分かるが、受託側は結構な負担です。委託費はあるが、基本無償です。有用な社会資源であれば、無償でボランティア等に訴える形ではなく、社会で作るべき制度の一つであることをアピールした方がいいと思います。受託先が減少しているということは、民生委員も保護司も同じ状況であります。有用な社会資源であれば、経済的なペイに限らず、それに見合ったもので委託費として樹立させることが出来ればいいし、制度的に無理であれば、社会として非行少年の更生というところに、どういう資源を有用に使っていくのかがいいのか議論すべきだと思います。
- 昭和の時代の不良少年が優しさを求めて非行に走る場合、高齢者施設や福祉施設が委託先としてマッチしていたかもしれないが、非行の質が変わってきていて、単純にスマホを取り上げれば済む問題ではなくなっていると思います。委託先の質を変えなければ、対応出来ないのではないかと感じました。
- 以前、障害者の就労支援の仕事をしていた経験から、どんなところに広報を行うのかがいいのか考えてみました。「中小企業家同友会」、「経営者協会」、複数の保育園を運営している事業団、保育園協会、社会福祉法人、農業法人等が候補になり得るかと思います。まずは補導委託の制度を知ってもらうところから始めて、安心して引き受けてもらえるように、裁判所がバックアップしていくこと等を、話していくことが大切だと思います。
- 例えば、補導委託のことを知り合いに話すときに、どれくらい負荷がかかるか、資格審査があるのかとか、何か示せるものがあると話しやすいと思います。
- 調停委員をしていますが、私自身は補導委託のことを知りませんでした。調停

協会に対しても、補導委託制度のこと、民間の力が必要ということを説明してもらえればと思います。

- 受託者のメリットであったり、受託することによって、モチベーションが上がるものがないと、次の人を紹介しようとは思わないので、プラス α があるといひかなと思います。
- メリットは少年が更生していくことを感じられることだと思います。広報活動の方法として、受託してよかったという受託者の経験談を話す機会を設けたり、鹿児島独自のパンフレットがあったりするといいかもしれません。
- 家庭は経済的には恵まれているけど、自分の居場所を感じていない子どもがいます。事例の中にあつた自分を必要とされる体験は、自己肯定感を高めるために効果的です。しかし、いきなり委託先になるのは、ハードルが高いと思います。今、学校では学校支援ボランティア（登録制）という形で、地域の方に、出来ることをやってもらっています。それに対する御礼は、子どもたちの笑顔です。いきなり委託先になるのはハードルが高いので、裁判所で少年に関わるようなボランティアがあれば、その経験を足掛かりにして、補導委託先についても考えてみてもらう等、段階を経ていくのはどうでしょうか。
- ご提案いただいたことを踏まえて、広報活動も含めて、補導委託先の拡充に向けて、検討を進めていきたいと思ひます。本日はありがとうございました。